

掲載内容

第1章 総論

- 第1 相続に関する相談
- 第2 相続税額計算の基本
- 第3 相続人の確定
- 第4 相続財産の評価
- 第5 小規模宅地等の減額の特例に係る合意
- 第6 納税への配慮
- 第7 税制改正と租税裁判例の検討
- 第8 相続登記

第2章 相続発生前

- 第1 相続人・相続財産の確認等**
- [1] 相続人の範囲を確認するとき
 - [2] 相続財産の範囲を確認するとき
 - [3] 国外財産があるときや被相続人又は相続人が外国籍であるとき
 - [4] 納税資金を検討するとき

第2 遺言・贈与等

- [5] 遺言書を作成するとき
- [6] 特定財産承継遺言を残すとき
- [7] 「その他の財産は○○に相続させる」とする遺言を残すとき
- [8] 「債務を相続させる」とする遺言を残すとき
- [9] 相続人以外の者へ財産を遺贈するとき
- [10] 公益法人等へ遺贈をするとき
- [11] 生前贈与をするとき
- [12] 死因贈与をするとき
- [13] 信託を設定するとき

第3 不動産

- [14] 不動産に関する遺言を検討するとき
- [15] 相続直前に資産構成を変更するとき
- [16] 「土地の無償返還に関する届出書」の提出がされているとき

- [17] 不動産について死因贈与契約を締結するとき
- [18] 不動産とその紐付き借入金を贈与するとき
- [19] 再婚した妻に配偶者居住権を確実に相続させたいとき
- [20] 同族会社に対して不動産を遺贈するとき
- [21] 小規模宅地等の特例の適用対象となる宅地等が複数あるとき
- [22] 相続財産に地積規模の大きな宅地があるとき

第4 有価証券等

- [23] 非居住者に有価証券等を贈与するとき

第5 事業承継対策

- [24] 遺言による株式の承継を検討するとき
- [25] 相続財産における株式の割合が高く、後継者以外にも株式を承継せざるを得ないとき
- [26] 事業承継株式に係る遺留分の事前放棄が難しいとき
- [27] 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けたい後継者がいるとき

第3章 相続発生後

第1 必要な手続・書類等

- [28] 相続開始後の手続を検討するとき
- [29] 税務申告や不動産登記の準備をするとき
- [30] 相続税額の検討をするとき
- [31] 他の相続人・受遺者が相続税を納付しないとき
- [32] 特別寄与者がいるとき
- [33] 相続財産を譲渡するとき

第2 相続放棄・限定承認の検討

- [34] 限定承認の検討において、遺産の調査が十分に行えていないとき
- [35] 相続放棄の検討において、遺贈を受けた財産からの被相続人の債務返済や生命保険金があるとき

第3 遺産分割

- (総論)
- [36] 遺言を放棄し、遺産分割をするとき
 - [37] 特定財産承継遺言と異なる遺産分割をするとき
 - [38] 遺産分割協議の対象となる財産があるとき
 - [39] 相続開始から遺産分割までに相当の期間が経過しているとき
 - [40] 遺産相続争いによる遺産分割協議の長期化が予想されるとき
 - [41] 数年内に第2次相続の開始が予想されるとき
 - [42] 同年中に連続して相続が開始したとき
 - [43] 遺産分割協議成立後、再分割するとき

(各論)

- [44] 相続した不動産を換価分割することとし、特定の相続人の単独名義にして売却するとき
- [45] 被相続人の主な相続財産が居住用不動産のみであるとき
- [46] 居住用又は事業用の宅地等を相続するとき
- [47] 配偶者居住権の設定を検討するとき
- [48] 相続財産に定期借地権や収益不動産があるとき
- [49] 非居住者が有価証券等を相続するとき

(調停・審判)

- [50] 遺産分割調停・審判により未分割遺産を分割するとき

第4 遺留分侵害額請求

- [51] 遺留分侵害額請求をするとき

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

弁護士が関与することが多い相続事案を
税理士・司法書士の視点からも!

弁護士が見落としがちな 相続事案の税務と登記

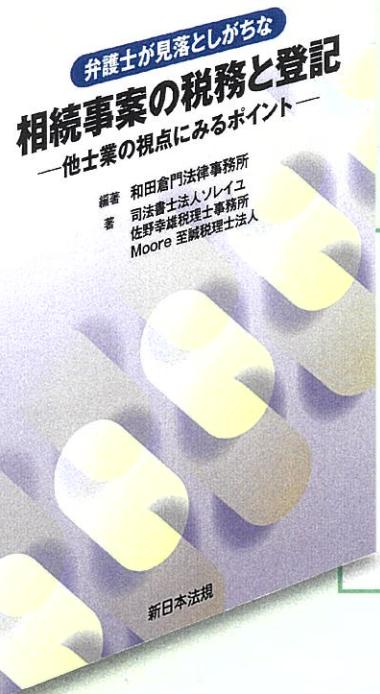
-他士業の視点にみるポイント-

編著

著

和田倉門法律事務所

司法書士法人ソレイユ
佐野幸雄税理士事務所
Moore至誠税理士法人



◆相続発生「前・後」の事案を幅広く取り上げ、
税務・登記上のポイントと実務における
留意事項を解説しています。

◆税務に関して多くの実績を有する法律事務所の編集の下、相続事案に精通した各分野の専門家が共同で執筆しています。

A5判・総頁264頁
定価4,620円(本体4,200円) 送料410円
ISBN978-4-7882-9222-2

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 4,180円(本体 3,800円)

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigo@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ

パソコン スマートフォン タブレットで閲覧いただけます。
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無料)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。
ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

内容見本

[A5判縮小]

14

第1章 総 論

第6 納税への配慮

遺言をする場合や遺産分割協議を行う場合に、取得する相続財産や債務の内容は当然に検討対象となります。見落としがちな事項として、納税資金があります（[5]参照）。

相続税にかかわらず租税は金銭納付が原則です（税通34①）。例外的に相続税については延納や物納、贈与税については延納の制度も認められています。ただし、延納の場合は担保の提供や利子税が賦課されるというデメリットがあります。物納の場合は、延納によっても納付が困難であることが要件とされ、当局により申請した財産が管理処分適格財産か否かの判定がされますので、相続税の申告期限までに間に合わない可能性もありますし、必要に応じ再申請や条件付きとなる場合もあり、必ずしも希望どおりの物納が認められるわけではありません。また、物納の許可がされるまで、一定の期間（3か月から延長により最長9か月）を要しますので、申告期限から物納許可までの期間の利子税（自ら取り下げた場合は延滞税）も賦課されます。

さらに、同一の被相続人から相続等により財産を取得した全ての者は、その相続等により受けた利益相当額を限度として、互いに連帯納付義務があります（相法34①）（[31]参照）。

したがって、遺言をする場合や遺産分割協議を行う場合には、相続人等の全員が納付することとなる相続税の納税資金も考慮して行うことが求められます。

第1章 総 論

15

これらの改正は、資産移転の中立性を理由とするものと説明されています。すなわち、相続税法は、生前贈与について、暦年贈与と相続時精算課税の二つの類型を設け、相続が開始した場合に暦年贈与の場合は、改正前は相続開始前3年内に贈与した財産のみを持戻し（加算）して相続税が課され、相続時精算課税の場合は、選択後の贈与の累積額と相続財産の価額を一体として相続税が課され、相続時精算課税に係る2,500万円の特別控除を超える部分については、何ら控除はありませんでした。

富裕層は暦年贈与を選択し、相続税の限界税率（55%）に満たない贈与税率が課される範囲で保有資産を分割して贈与することにより、累進課税による限界税率での相続税の負担を軽減できます。これに対し、財産が少ない層は、同額の資産を移転しようとする場合、贈与税率≥相続税率となるため、相続開始の時期まで移転しない（贈与しない）ことにより、税負担を最小化できます（相続時精算課税を選択しても無税で移転できるのは2,500万円までです。）。その結果、富裕層の相続人は早い時期に資産を取得し、これを運用するなどして、さらに財産を増加させることができるのでに対し、それ以外の層は相続開始時まで資産を取得することができず、運用益を得ることはできない（この間、被相続人が運用して資産を増加させるとしても、それに対して

[11] 生前贈与をするとき

相談者は、子供若しくは孫に生前に財産を贈与して若い世代の人生設計のサポートがしたい、また将来の相続税の負担軽減につなげたいと考えている。

税理士
の視点

- ① 生前に贈与税の暦年贈与で基礎控除・税率差の利用の検討をする。また贈与税の各種特例（配偶者への居住用不動産の贈与、住宅資金贈与、教育資金贈与、結婚・子育て資金贈与）の活用で効率的な資産の世代間移転も検討できる。
- ② 相続時精算課税制度の活用のメリットがあるかを検討する。

解 説

① 生前贈与の活用

(1) 暦年贈与

暦年贈与の納税義務者は受贈者であり、無制限納税義務者（下記の「制限納税義務者」以外の受贈者をいいます。）は国内外の全ての財産の贈与について、制限納税義務者（贈与者若しくは受贈者が外国籍であったり、若しくは日本国籍であったとしても一定の期間に日本に住所がなかったりする場合の受贈者が該当します。詳しくは[1]④参照）は国内の財産の贈与についてのみ、贈与税の納税義務があります。1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計額から、基礎控除の110万円を差し引いた額を課税標準とし、10%～55%の累

66

第2章 相続発生前

進税率が適用されます。直系尊属からの贈与については、適用される税率の幅は変わりませんが累進の緩和措置があります（相法1の4・2の2・21・21の5・21の7・22、措法70の2の4・70の2の5）。

相続が開始した場合には、相続開始前7年内に贈与を受けた一定の財産の価額を相続税の課税価格に加算し、その財産の取得につき課された贈与税額を相続税額から控除します（相法19）。

（注）令和5年度税制改正前は、相続財産への加算期間は相続開始前「3年以内」でした。改正後の延長された4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算されません。この改正は令和6年1月1日以後の贈与財産から適用され、令和5年12月31日以前の贈与財産については3年以内のものに限られます。

贈与税の最高税率55%は3,000万円超又は4,500万円超の課税価額に適用されるのに対し、相続税の最高税率55%は6億円超の課税価額に適用されるので、基本的に贈与税の税額の方が高くなります。

令和5年改正後は、相続財産への加算期間がこれまで相続開始前3年内であったものが7年間以内に延長されました。しかしながら依然として相続開始前7年を超えた暦年贈与は、各年の贈与額に応じた贈

[29] 税務申告や不動産登記の準備をするとき

父親の相続について相続人より相談があり、相続税申告や不動産の相続手続について必要書類の説明をすることになった。

税理士
の視点

- ① 相続税の申告書には添付が必要な書類があり、添付漏れがあると特例の適用を受けられなくなることがあるので、早めに準備する必要がある。

司法書士
の視点

- ② 登記簿上の被相続人の住所が旧住所の場合には、相続登記手続ではつながりの分かる住民票、戸籍の附票又は戸籍謄抄本を添付する。保存期間経過により取得できない場合には、登記識別情報若しくは登記済証が必要になる。
- ③ 法定相続情報証明の利用範囲が拡大し、金融機関での相続手続、不動産登記、税務申告、年金手続に

第3章 相続発生後

159

参考書式

○住所がつながらない場合の相続人全員の上申書

上申書

○○法務局 御中

今般、被相続人である甲野太郎所有名義の後記物件について、相続を原因とする所有権移転登記の申請をいたしますが、亡甲野太郎の物件登記簿上の住所を証明できる資料が存在しないため、物件登記簿上の所有権登記名義人甲野太郎と亡甲野太郎との同一性を証明することができません。

しかしながら、物件登記簿上の所有権登記名義人甲野太郎は、被相続人甲野太郎本人に間違いありません。

また、本登記が受理されることにより、その権利関係に関して今後いかなる紛争も生じないことを確約し、決して御府にはご迷惑をおかけいたしません。つきましては、本登記申請を受理していただきたく、ここに上申します。

不動産の表示

所 在 ・・・・

令和 年 月 日

相続人

住所

氏名

実印

相続人

住所

氏名

実印